

「青森市障がい者総合プラン（素案）」に対する意見募集の結果について

市が実施いたしました「青森市障がい者総合プラン（素案）」に対する意見募集に対し、ご意見をいただき誠にありがとうございました。

1 意見の募集期間

令和6年10月1日（火）～ 令和6年10月31日（木）まで

2 意見の募集方法

公表資料をホームページに掲載したほか、青森市福祉部障がい者支援課（駅前庁舎1階）、浪岡振興部健康福祉課（浪岡庁舎1階）、ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（浪岡庁舎1階）、各支所（5箇所）、各市民センター（11箇所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館、青森市福祉増進センター（しあわせプラザ）（青森市本町四丁目1番3号）、青森市総合福祉センター2階（青森市中央三丁目16番1号）に備え付けました。

また、意見の提出方法は、電子メール、郵送（封書・はがき）、ファックス及び直接持参のいずれかによることとしました。

3 提出された意見

1名の方から2件のご意見をいただきました。意見の内訳は次のとおりです。

意見の内訳	反映	記述・整理済	実施段階検討	反映困難	その他	対象事項外	計
第2部 各論 第2章 地域生活支援の充実	1	0	0	1	0	0	2
計	1	0	0	1	0	0	2

「反映」・・・記述の追加等意見の全部又は一部を反映させるもの

「記述・整理済」・・・計画に記述しているもの、市の考え方が整理されているもの

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討するもの

「反映困難」・・・反映が困難なもの

「その他」・・・上記以外のもの

「対象事項外」・・・施策の体系外への意見

4 プランの策定

「青森市障がい者総合プラン」は、皆様からいただいたご意見・ご提案を踏まえ、策定しました。

5 意見の募集結果と策定したプランの公表

「提出された意見の概要と市の考え方」と策定いたしました「青森市障がい者総合プラン」につきましては、市のホームページに掲載するほか、青森市福祉部障がい者支援課（駅前庁舎1階）、浪岡振興部健康福祉課（浪岡庁舎1階）、ロビー（本庁舎1階）、情報公開コーナー（本庁舎3階）、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース（駅前庁舎1階）、柳川情報コーナー（柳川庁舎1階）、浪岡庁舎閲覧コーナー（浪岡庁舎1階）、各支所（5箇所）、各市民センター（11箇所）、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館、青森市福祉増進センター（しあわせプラザ）（青森市本町四丁目1番3号）、青森市総合福祉センター2階（青森市中央三丁目16番1号）でご覧いただけます。

なお、縦覧期間については、令和6年12月27日（金）から令和7年1月26日（日）までとなっておりますが、市のホームページでは随時ご覧いただけます。

（公表資料）

- 「青森市障がい者総合プラン（素案）」に提出された意見の概要と市の考え方
- 青森市障がい者総合プラン【概要版】
- 青森市障がい者総合プラン

6 問合せ先

青森市福祉部 障がい者支援課 電話 017-734-2317

「青森市障がい者総合プラン（素案）」に提出されたご意見と市の考え方

No	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
1	<p>【各論】第2章 地域生活支援の充実 ①生活支援の充実 主な取組（1） 相談支援体制の充実 ピアサポーターの養成</p>	<p>私は、知的障がいを持っています。昨年受講した県の委託で弘前市の社会福祉法人が開催した「障がい者ピアサポート養成研修」には、精神障がいよりも、身体・知的・難病など様々な障がいのあるかたが参加していました。</p> <p>市では、精神障がい者を対象に研修会等の開催を想定していますが、それ以外の障がいのある人も含むべきだと思います。</p>	<p>青森県では、自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら他の障がいや疾病のある障がいのあるかたの支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法等を理解した障がい福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図り、県内の障がい福祉サービスにおける質の高いサポート活動の取組を支援するため、「障がい者ピアサポート養成研修」を令和5年度から実施しております。</p> <p>プランに記載の「ピアサポーターの養成」については、近年、本市においても精神障害者保健福祉手帳所持者が増加していることから、地域活動支援センターにおいて、精神障がいのあるかたを対象にピア活動をより充実することを目的に研修会を、同じ仲間として交流することによる支援の輪を広げることが目的に交流会を開催しているところです。</p> <p>今後、身体・知的障がいのかたを対象とした研修会等の開催についても、関係機関と連携して進めてまいります。</p> <p>ご意見を踏まえ、取組内容の記述を修正し反映しました。</p> <p>地域活動支援センターにおいて、同じような障がいや悩みを抱えるかたが互いに支え合えるよう、障がい者ピアサポーターを養成するための研修会等を開催します。</p>	反映

No	項目	意見の概要	市の考え方	反映状況
2	<p>【各論】第2章 地域生活支援の充実</p> <p>③地域生活支援サービスの充実</p> <p>主な取組（1） 地域での生活を支援する 障害福祉サービス等の 提供</p>	<p>グループホームに関して、充実してほしいです。</p> <p>現在、青森市内にあるグループホームは、シェアハウス型（キッチン・トイレ・浴室等が共用）が中心で、アパート型（居室にキッチン・トイレ・浴室等があるタイプ）がないのが現状です。市営住宅の空き部屋の一部をアパート型として提供している自治体もありますので、希望している障がい者に提供してほしいです。</p>	<p>現在本市では、市営住宅の維持管理コストを削減し、より効率的な運用を目指すため、青森市公営住宅等長寿命化計画に基づき市営住宅の集約化を計画的に進めており、今後においては、余剰住戸の発生が少なくなることが想定されるため、市営住宅の空き部屋の一部をグループホームに提供することは難しい状況でありますことをご理解願います。</p> <p>なお、国においては、障害福祉計画における基本指針において、自立支援の観点から地域における居住の場として、グループホームの充実を図ることとしており、本市プランにおいても、「（1）地域での生活を支援する障害福祉サービス等の提供」の取組「障害福祉サービスの充実」の中で、共同生活援助（グループホーム）を含む障害福祉サービス全般を確保していくこととしています。</p> <p>また、シェアハウス型やアパート型という区分分けは制度上無いものの、本市においては、民間のアパートを活用したグループホームが増加傾向にありますことから、グループホームの選択にあたっては相談支援事業所へ相談していただければ、ご本人の障がい特性に配慮しながら、ご本人の意思を尊重した調整を行うなどの支援を行いますので、まずは担当している相談支援事業所へ相談されるようお願いいたします。</p>	<p>反映 困難</p>